

# 成年後見研究会のご案内

誰もが利用しやすい成年後見制度となるために、いま何が必要なのでしょうか？



**一般参加自由  
参加費無料**

2017年3月、成年後見制度利用促進法に基づき、政府が、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。この基本計画では、市町村が、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していく「中核機関」の設置を行うこととされています。必要な人が、必要な時に成年後見制度を利用できるように、誰が何をすべきか、考えていきます。

## 「成年後見利用促進法最新情報」

～中核機関と地域連携ネットワークの作り方～

日時 2017年10月30日(月) 午後6時～午後8時30分

会場 奈良弁護士会3階大会議室(奈良市中筋町22番地の1)

基調講演 「成年後見利用促進と行政の役割・地域の役割」

岡山弁護士会 竹内俊一弁護士

パネルディスカッション 「中核機関はなぜ作るのか・どうやって作るのか」

- ・奈良県長寿社会課地域包括ケア推進室長 井勝昭彦氏
- ・三郷町社会福祉協議会 藤井浩之氏
- ・社会福祉法人ちいろば会 施設長 富田忠一氏  
(コメンテーター) 竹内俊一弁護士

お問い合わせは・・・

奈良弁護士会 高齢者・障がい者支援センター

TEL:0742-22-2035 <http://www.naben.or.jp/>



奈良弁護士会  
公式キャラクター  
こまちゃん

※駐車場はございません

↑至

〒

奈良女子大

近鉄奈良駅

近鉄奈良駅 出口▲

近鉄奈良駅

〒

東向北路店街

セブンイレブン

〒

〒